

木津川市特別職報酬等審議会 公募委員募集要項

木津川市人事秘書課

1. 審議会の名称

木津川市特別職報酬等審議会

2. 委員募集の趣旨

審議会の適正かつ公正な運営を図り、市政に対する市民の参画を進め、市民主体の市政推進に資することを目的として公募委員を募集するものです。

3. 審議する事項

市長の諮問に応じて、木津川市特別職の報酬等の額について審議していただきます。

4. 公募の委員数及び選考方法

【募集人員】 1名。なお、応募多数の場合は、抽選により決定します。

(※本人が抽選に参加できない場合は、20歳以上の者に委任（委任状必要）することができます。なお、当日委任することなく抽選に参加できなかった場合、理由に関わらず、抽選を辞退したものとみなします。)

【抽選日時】 3月23日（月）午前10時から

【抽選会場】 木津川市役所本庁4階 会議室4-1

5. 委員の任期

委嘱の日から2年間

6. 応募資格

次の条件を満たす方

- (1) 木津川市内に住所を有する方
- (2) 令和7年4月1日時点で年齢満20歳以上の方
- (3) 木津川市職員又は市議会議員でない方
- (4) 本市の他の審議会等の委員に3つ以上就任されていない方

7. 応募方法

人事秘書課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、直接、郵送又はE-mailで提出してください。ファックスによる受付は行いません。

8. 応募期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月2日（月）まで

※郵送及びE-mailによる場合、3月2日（月）午後5時15分までに必着のこと。

※直接提出される場合は、募集期間中の平日開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分）に持参してください。

9. 委員報酬

木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則によります。

10. 木津川市特別職報酬等審議会の開催

市長の諮問に応じて審議会が開催されますので、年によって開催されない場合があります。
審議会が開催される場合は、年に数回開催される予定です。

また、開催については、原則として、平日の昼間の開催となります。

11. その他

今回、特別職報酬等審議会の公募委員になられた方は、他の審議会等附属機関で公募委員を設ける場合、その応募基準により、応募できない場合があります。

12. 問合せ先

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9
木津川市役所 市長直轄組織 人事秘書課
電話番号 75-1234
E-mail:hisho@city.kizugawa.lg.jp